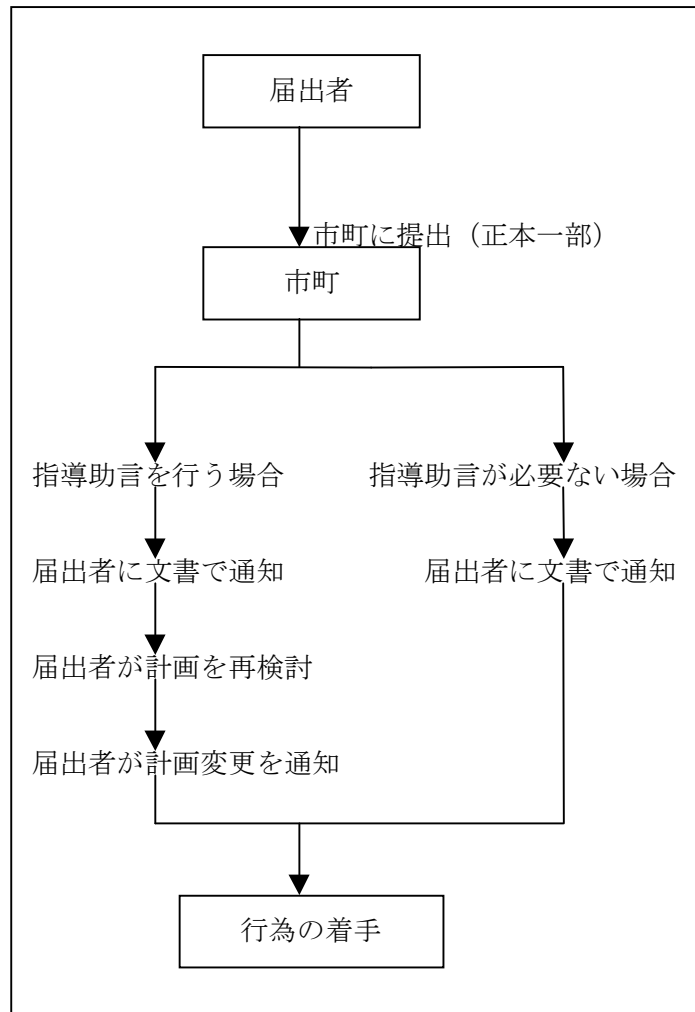


届出手続きの流れ（平成 20 年 4 月 1 日以降）



- 届出書の提出期限（目安であり条例で決まったものではありませんが、届出事務をスムーズに進めるためにご協力ください。）

行為の種類	届出期限
建築物・工作物の新築，増築，改築，移転，撤去，外観の変更	ア 建築基準法による建築確認申請を要する場合 行為に着手する 60 日前（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の規定による建築物の新築を除く）で、かつ、建築確認申請を行なう前 イ ア以外の場合 行為に着手する 30 日前
屋外における物品の集積又は貯蔵 鉦物の掘採又は土石等の採取 土地の区画形質の変更 広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置等	ア 他の法令による許認可等を要する場合 行為に着手する 60 日前で、かつ、当該許認可の申請のとき イ ア以外の場合 行為に着手する 30 日前

- 事前協議（事前協議をするときは、次の時期までに協議してください。）

- ①他法令による事前協議が必要なときは、その協議のとき。
- ②これ以外ときは、行為に着手する 90 日前

- 届出の手続き

届出は、所定届出用紙に必要事項を記入し、必要な図面を添付して、行為予定地のある市役所、町役場に提出してください。届出用紙は、関係市町、県庁環境保全課（県庁ホームページからダウンロードも可）にあります。